

石巻市中央地域包括支援センター

さまざまな相談ごと

- ◆ 高齢者の日常生活や健康の相談
- ◆ 保健福祉サービスについて
- ◆ 在宅介護についての相談など

権利を守ること

- ◆ 高齢者虐待への対応
- ◆ 消費者被害の防止
- ◆ 成年後見制度の活用促進など



管理者
土屋 力也
社会福祉士
介護支援専門員



高橋 清美
看護師
認知症地域支援推進員



渋谷 幸江
主任介護支援専門員
認知症地域支援推進員



吉田 さおり
主任介護支援専門員



長橋 成光
社会福祉士
介護支援専門員

わたしたちが
チームで
支援いたします

介護予防に関すること

- ◆ 介護保険の利用方法
- ◆ 要支援1・2と認定された方
- ◆ 生活機能が低下している方など

暮らしやすい地域のために

- ◆ 地域のネットワークづくり
- ◆ ケアマネジャーの相談
- ◆ 圏域ケア会議など

そのほかにも・・・

認知症の人やその家族を支援します

- ◆ 認知症についての啓発、相談
- ◆ 認知症カフェの開催
- ◆ 認知症サポーター養成講座など

元気な高齢者の健康維持を支援します

- ◆ はつらつ元気教室
- ◆ 地域介護予防教室
- ◆ 地域のサロン活動などへの協力など

石巻市門脇町一丁目2番21号 ユニバーサルプラザ ^{おうじゅ} 櫻樹の森 1階

☎ 0225-21-5171

(事務所不在時は、当番職員へ転送されます)

FAX 0225-25-7760

営業時間: 月～金曜日 8:45～17:30

(休業日: 土・日曜日、国民の祝日、12/30～1/3)

営業時間外であっても、緊急的な相談に対応します。
相談内容によっては、後日対応となる場合があります。

担当地域: 泉町 大手町 門脇町 田代浜 中央 中瀬 南光町一丁目

羽黒町一丁目、二丁目1～8番(8番13～30号を除く)

雲雀野町 日和が丘 南浜町 宜山町 (五十音順)

受託事業者: 医療法人社団健育会



ご自宅での人らしい暮らしをサポートします

ひまわり在宅サポートグループ

高齢者福祉サービスのお知らせ

石巻市では、在宅高齢者の方の日常生活を支援するため、介護保険サービスとは別に、次の福祉サービスを行っています。詳しくは、石巻市中央地域包括支援センターまでご相談ください。

ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

在宅のひとり暮らし老人等に対し、家庭用に緊急通報装置を貸与し、緊急事態に迅速な対応のできる体制を整備し、老人等の日常生活上の安全を確保するとともに精神的な不安を解消します。

【対象者】

次の要件に該当するひとり暮らし等の方

- ・65 歳以上かつ心臓疾患、高血圧症等の慢性疾患のため、日常生活上注意を要する状態にある方
 - ・80 歳以上の方
 - ・重度身体障害者の方
- ※緊急通報協力員 1 人を確保してください。
※固定電話回線が必要です。

「食」の自立支援事業(高齢者配食サービス事業)

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、地域の社会資源を活用したサービス及び配食サービスを調整し提供することにより、食生活の改善と健康増進及び「食」を通じて人のつながりを深め、自立した生活を送ることができるよう支援します。

【対象者】

次の要件をすべて満たした方

- ・65 歳以上の単身（ひとり暮らし）又は高齢者のみの世帯に属する方
- ・心身の障害等の理由により日常の食生活において支援が必要な方
- ・本人が属する世帯全員が市民税非課税の方

生きがいデイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、集いの場と趣味製作等の活動の場など各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図り、要介護状態への進行の防止や健康寿命の延伸を目的に実施するサービスです。

【対象者】

次の要件をすべて満たした方

- ・65 歳以上の方
- ・介護認定申請の結果が「非該当」の方、又は介護認定申請をしていない方
- ・家に閉じこもりがちな方

老人日常生活用具給付等事業

在宅において援護を必要としている高齢者に対し、自立した生活が送れるよう電磁調理器・火災報知機・自動消火器を給付、又は老人用電話を貸与します。

【対象者】

次の要件をすべて満たした方

- ・65 歳以上の方
 - ・本人が属する世帯全員が市民税非課税の方
 - ・用具の種類ごとに定められる要件を満たす方
- ※「助成限度額」を超えた金額は、自己負担となります。
※用具購入前の申請が必要です。

バリアフリー住宅普及促進事業

高齢者の方々が安心して自宅で住み続けられるように、バリアフリー化など住宅の改良にかかる費用の一部を助成します。

【対象者】

次の要件をすべて満たした方

- ・日常生活を営む上で支障がある 65 歳以上の方（要支援及び要介護認定を受けている方を除く）
 - ・住居の改良が必要と認められる方
 - ・本人が属する世帯全員が市民税非課税の方
- ※着工前の申請が必要です。

ほかにも、要介護認定を受けている方や、介護している家族を対象としたサービスがあります。

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

訪問理美容サービス事業

外出支援サービス事業

介護用品支給事業

家族介護慰労金支給事業

それぞれのサービスには利用要件があります。詳しくは地域包括支援センター、又は担当ケアマネジャーにご相談ください。